3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合	3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合	
一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	
二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限	二　移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	
三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	
四　第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無及び第四条の二において準用する第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる検査項目	四　移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までに掲げる検査項目	
五～七　［略］	五～七　［略］	
八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	
九　削除	九　削除	
十　削除	十　削除	
十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	十一　移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視により検査する。	
十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備	十一　移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備を、目視により	